の指導監督に要する経費があること。

に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（前年度営業費用（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に〇・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

十四　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　当該道府県の区域内に所在する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	二七〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	一、四〇〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三五〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二八〇、〇〇〇円

の指導監督に要する経費があること。

に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（前年度営業費用（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に〇・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

十四　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　当該道府県の区域内に所在する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数（登録有形文化財については、同法第五十七条の規定による登録件数とし、重要伝統的建造物群保存地区については、同法第百四十四条の規定による選定件数とする。）にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	
重要文化財のうち建造物であるもの	二七〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	一〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	一、四〇〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三五〇、〇〇〇円
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	八〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	二八〇、〇〇〇円